

取引の適正化・料金の透明化の制度遵守に向けた 自己適合宣言

国分隼人ガス株式会社は、企業理念「お客さまと地域社会、社員の幸せを追求する会社」として、安心して、安全なエネルギーをご使用していただくため、常に関係法令を遵守し、適正な商取引と必要な情報開示に取り組むことをここに宣言いたします。

1. 信頼関係構築と法令遵守

私たちは、これまで液化石油ガス法をはじめとした関係法令を遵守した事業運営を行っておりますが、この度、商慣行是正による取引の適正化・料金の透明化を図るために「液化石油ガス法関係省令」が改正されましたので、この改正内容に基づいた取り組みを実施して参ります。

① 過大な営業行為の制限

- ・正常な商慣習を踏まえた営業行為の実施
- ・お客さまの事業者選択を阻害する行為の禁止（切り替え制限につながる条件付き契約締結等）

② 三部料金制の徹底（2025年4月実施予定）

- ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底（設備料金の外出し表示）

③ LPガス料金等の情報提供

- ・必要に応じ、お客さま・オーナー・不動産会社等へLPガス料金を事前に提示

2. 法令遵守を担保する体制整備

私たちは、これまで法令遵守のための研修を定期的実施して参りましたが、今後も引き続き法令遵守のための体制を整備し、経営トップはもとより、弊社社員、協力会社、委託事業者に至るすべての関係者に法令遵守を徹底して参ります。

3. 社会への貢献

私たちは、エネルギー事業者としての社会的使命を果たすことはもちろんのこと、地域社会発展のための活動に組織を構成する全員で取り組んで参ります。

以上の取り組みにつきまして、弊社すべてのお取引先（お客さま・オーナー・建築業者・不動産業者等）の皆さまに、何卒、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2024年6月20日

国分隼人ガス株式会社